

特定非営利活動法人 両毛ケアサービス

指定訪問介護・第一号訪問事業

運営規程

(事業目的)

第1条 特定非営利活動法人 両毛ケアサービスが開設する両毛ケアサービス指定訪問介護及び指定第一号訪問事業の事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定第一号訪問事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、看護師又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態又は要支援状態等（以下「要介護者等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び指定第一号訪問事業を提供する事を目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特定非営利活動法人 両毛ケアサービス
指定訪問介護・指定第一号訪問事業事業所
- 2 所在地 栃木県足利市駒場町568番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 介護福祉士 2名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定第一号訪問事業の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び指定第一号訪問事業計画作成などを行う。

- 3 訪問介護員等 訪問介護員 2 級以上 5 名以上
上記は資格職員（常勤、非常勤、登録型）とし、指定訪問介護及び指定第一号訪問事業のサービス提供に当たる。
- 4 事務職員 常勤 1 名 他 管理者は必要な事務を行う。
- 5 事業所の人員に関する基準は厚生労働大臣が定めたものとする。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月・火・水・木・金・土・日
- 2 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。
※但し、利用者の需要により営業日、営業時間を変更する場合がある。
- 3 連絡体制 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護及び指定第一号訪問事業の内容及び利用料等）

第 6 条 指定訪問介護及び指定第一号訪問事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護及び指定第一号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担額は介護保険負担割合証に記載の負担割合による額とする。

- 1 身体介護
- 2 生活援助
- 3 通院等乗降介助

（キャンセル料金）

第 7 条 当日のキャンセルは、キャンセル料として一律 1,500 円とする。

（緊急時における対応方法）

第 8 条 訪問介護員等は、訪問介護及び第一号訪問事業実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、足利市、佐野市、栃木市とする。（但し、サービスを提供する上で可能だと判断した場合は、上記の実施地域に限らず行うものとする。）

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

第11条 訪問介護及び第一号訪問事業事業所は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内
継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 訪問介護事業及び第一号訪問事業実施において、利用者等の利便性に配慮し事業所以外に事業所運営規程第一元的な管理のもと、休憩所等の設置をするものとする。
- 5 この規程の改定、変更、追加等運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人 両毛ケアサービスと事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、2003年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2004年10月 1日から施行する。
- この規程は、2005年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2005年10月 1日から施行する。
- この規程は、2006年 3月15日から施行する。
- この規程は、2006年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2007年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2009年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2012年 1月 1日から施行する。
- この規程は、2014年 1月 1日から施行する。
- この規程は、2017年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2018年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2019年10月 1日から施行する。
- この規程は、2023年 8月 1日から施行する。
- この規程は、2024年 1月 1日から施行する。